

[論文]

虚構としての経済的単一体（1-1）

—〔第1部〕連結基礎概念への独占禁止法からの照射—

長 田 芙 悠 子

〈目次〉	全3部 序	(1-1)
	1. はじめに	(1-1)
	2. 独占禁止法における企業結合規制の緩和	(1-1)
	3. 八幡製鐵・富士製鐵の合併	(1-1、但し2節迄)
	4. 新日本製鐵誕生以後の寡占化の進行と経済的大変動	
	5. 新日本製鐵における「融合」と非一体化の進展	
	6. おわりに	

全3部 序

筆者は、連結会計の在り様に多大の疑問を抱いている。しかし、連結会計の実務並びに理論には膨大な蓄積があり、それに対抗し得る刷新を提案することは容易なことではない。連結会計に係る会計基準の整備等も、2000年前後以降に一通り成されており、今日では目立った動きはなく、小康状態にあると言える。一方で、1997(平成9)年の独占禁止法改正により純粋持株会社が解禁され、3メガバンクや3メガ損保に代表されるように、寡占化が一層進行し、企業グループの拡大・再編成も継続的に行なわれており、現行の連結会計の情報開示ではブラックボックス化が増広し、会計的な実態捕捉が増々難しくなっている。

連結会計の刷新に向けたアプローチは多岐に亘る必要があるが、筆者は手始めの試みとして、情報開示に着目し、3作の論文を作成(発表)した¹⁾。現行の連結会計の開示情報によって可能な限りの分析を行なったが、対象企業(グループ)の捕捉を十全に行なうには、それだけでは不十分であることを強く認識させられた。純粋持株会社グループの捕捉に関して、固定資産や純資産等の連単倍率が1倍未満である場合が散見され、部分(親会社)が全体(グループ)より大きいという集合論的には不合理と言える事態が開示されているが(合算、相殺・消去の結果)、親子会社の経済的実態並びにプロセスが精細に情報開示されないのが、何故どのような事情で連単倍率が1倍未満となるかは不明のままである(なお、事業持株会社グループでも頻度は遙かに少ないが1倍未満の場合がある)。また、企業グループのコーポレート・ガバナンスに関しては、個別企業の監査役設置会社や委員会設置会社等の枠組みに準拠することにほぼ終始し、それを統合したグループ規範は体系化されておらず、断片的な規定の開示も僅かである。現行会社法が、独立的

法人格を有する個別企業ベースであり、内部統制等で限定的に企業グループを規定しているに留まっているからであるが、明定的な制度規範がないまま、実情としては企業グループの支配・従属関係に基づく運営が行なわれている。このギャップが放置されたままである。加えて、純粋持株会社グループと事業持株会社グループの比較分析を行なった際、日本製鉄グループとJFEグループ、王子製紙グループと日本製紙グループを取上げ、近年10年間の分析を行ない、企業の沿革にも若干の言及はしたが、沿革に深入りすることはテーマから逸脱するので出来なかった。しかし、JFEを除くいずれもが過度経済力集中排除法の適用により分割させられ、その八幡製鐵と富士製鐵が再合同して新日本製鐵となり、王子系は独占禁止法に阻まれ3社再合同は適わず、2社の合同で王子製紙となり、残る1社が日本製紙となったのである。製紙・パルプ業界はその「兄弟会社」の2強体制である。鉄鋼業は、寡占化が進行し、日本鋼管と川崎製鐵が合併しJFEとなり、新日鐵が更に住友金属工業を吸収合併して新日鐵住金となり(社名変更により日本製鐵)、今日では日本製鐵(グループ)とJFE(グループ)の2強体制となり、寡占化は極まったと言える。こうした沿革と長い歴史的経緯を十分に踏まえなければ、各業界の勢力布置ないし近年の動向の捕捉は十全たり得ない。

これらの諸問題に逢着したので、連結会計の外観的側面(情報開示)の批判的分析を踏まえ、歴史的及び内在的な構造へのアプローチを次なる課題として設定する。最終的な究明目標は、連結基礎概念である(親会社説、経済的単一体説等)。これに関する会計学的議論で不足していると思えるのは、会計プロパーに偏しており、経済実態である企業グループとの突合が十分に成されていないことである。例えば、高須教夫(1996)、『連結会計論—アメリカ連結会計発達史—』(森山書店)やそれへの代替案とも言える小栗崇資(2002)、『アメリカ連結会

1) 3作は、①長田(2019a)、「持株会社の情報開示に関する考察—今日的な企業グループに適合的な情報開示の追及—」日本会計研究学会第78回全国大会自由論題報告(神戸学院大学)、②長田(2019b)、「連結財務指標としての連単倍率を巡る考察—連結会計の刷新に向けた前梯的一考察—」『中央学院大学商経論叢』第34巻1号、pp.117-130、中央学院大学商学部、③長田(2020)、「持株会社グループの財務分析—純粋持株会社グループのパフォーマンスは優位であるか—」『産業経理』第79巻第4号、pp.146-159、産業経理協会である。①は純粋持株会社44社に関して、有価証券報告書と統合報告書により、企業グループの連結会計並びにコーポレート・ガバナンスに係る情報開示の様相を分析したものである(2018年度の単年度)。②は純粋持株会社44社に関して、連結財務指標・連単倍率に基づく財務分析を行なったものである(2018年度の単年度)。③は持株会社14社に関して連結財務分析を行ない、純粋持株会社グループと事業持株会社グループのパフォーマンスを比較分析したものである(2009~2018年度の10年度)。

計生成史論』(日本経済評論社)は、歴史的研究として教示されることが少なくないが、反トラスト法との突合を行なっておらず、形成済み・容認済みの企業グループしか視野に入れていない。図らずも、企業グループを無条件的に容認してしまっている。これでは企業グループの問題を十分に剔出することができず、増して連結会計の在り様を批判的に捕捉することなど到底適わない。

こうした問題設定により、本連作論文は全3部構成で考察を行なっていくことにする。第1部は、独占禁止法から企業グループを照射し、企業グループの存在態様(是非を含む)を追求する。第2部は、会社法から企業グループを照射し、企業グループの存在態様(親・子会社の各少数株主問題を含む)を追求する。第3部は、第1部・第2部を踏まえて、連結基礎概念(代替案を含む)を総合的に点検する。予め告示するならば、経済的単一体説に替わり、経済的統合体説を提唱する。第1部で論証するように、合併ですら一体化は容易に達成し得ることではない。増して、独立的な企業の集合体である企業グループは一体的では到底在り得ない。それにも関わらず、その会計的写像を経済的単一体と看做するのは無理があると言わなければならない。企業グループが経済的統合体であることを究明し定礎することが目標である。それを達成するために、全3部構成で考察することは迂回であるかもしれないが、会計プロパーに偏することなく、関連分野とも共有し得る連結基礎概念を定礎するためには、必要な段取りであると考えられる。

1. はじめに

第1部は、独占禁止法から企業グループを照射し、企業グループの存在態様(是非を含む)を捕捉するが、合併等企業結合の違反事例ないし容認事例を全般的に取上げるのではなく、戦後最大の合併事件と言える八幡製鐵・富士製鐵の合併事例に照準化し、集中的に論及することとする。八幡・富士の合併は、独禁法の企業結合規制に限っても、15条の「競争の実質的制限」という違反となる事態が如何なる事態なのかを厳格に問われ、「統一解釈」を案出することになり、また違反状態を解消するための様々な措置(対応策)を採らざるを得なくなった等

により、1事例でありながら、企業結合規制の多くの問題を白日の下に曝したのである。更に、多種多様なステークホルダーが公然・非公然に関与し、賛成派(推進派を含む)・反対派の直接・間接の重圧の中で、八幡・富士両社と公正取引委員会が対峙し、事前審査から審判終結に到るまで争闘が繰り広げられた。寡占経済に係る合併が、どれほどの問題を抱え、どれほどのステークホルダーが関わるかを、まざまざと衆目に曝した。合併という企業結合の在り様を探究するまたとない「好事例」である。

2(章)では、八幡製鐵・富士製鐵の合併を可能にした独禁法の1949(昭和24)年と1953(昭和28)年の2度の法改正における企業結合規制の大幅緩和が、何故どのようにして行なわれたのかを確認する。1947(昭和22)年制定の原始独禁法のままであったならば、両社の合併は紛れもなく違反であり、問題解消措置(対応策)などあり得ず(あるいは合併しない方が良いほど体力を削がれてしまうか)、合併阻止の排除命令が出されることは必至であったであろう。それ故、合併に先立つ15~20年ほど前のことではあるが、2度の法改正による大幅緩和が前提となっていることから、その確認は欠かせないのである。更に、2度の法改正後に行なわれた大型合併の事例をごく簡略に取上げ、企業結合規制の大幅緩和が如何に大型合併を可能にしたかを確認する。類似的に大規模とは言え、八幡・富士の合併がかくも大問題化した由因を際立たせる意味でも、それらの合併との差異を確認しておくことは有用である。

3(章)では、本稿(第1部)のメイン(の1つ)であるが、八幡製鐵・富士製鐵の合併が如何に容認されたかを追跡する。但し、時系列的に精細に経緯を辿るには相当の紙幅を要するし、同時期に後掲するようにそれを詳細に取扱った単行書も刊行されているので、異なった方法で今日的に再検証する。重要と見做す12程の射影(projection)を各々可能な限り簡潔を旨として見渡すことで、全貌に迫ることに努める。

4(章)では、合併により成立した新日本製鐵の歩みを追跡する。公取委は、合併後の動向を多少追跡調査し、「同調的値上げ」を認め、「寡占的状态」を指摘しているが²⁾、カルテル規制を除けば、現行独禁法に合併をないも

2) 御園生等(1987),『日本の独占禁止政策と産業組織』pp.210-211, 218, 河出書房新社、平林英勝(2012),『独占禁止法の歴史(上)』

のとし旧に復し企業分割させる法的強制力も根拠もないし、更に長期間監視することはカバー範囲ではない。また、合併を時系列的に取扱った単行書も、新日鐵誕生直後で終えている。しかし、1970年以降は高度成長から低成長への移行を始めとして、大きな変動が度々起こり、寡占化の進行は管理価格の成否（弊害の有無）等の単純な様相ではなく、国際的な政治経済情勢と連動し、紆余曲折を経て、複雑且つ多様な様相を呈している。寡占経済における競争と協調は、二者択一的あるいは排他的なものではなく、時々的情勢や部分的局面でいずれかが優位的な事態となるにせよ、全般的には錯合的に共存している。今日における2強体制に到るまでの鉄鋼業界と、その中での新日鐵（今日では日本製鉄）の足跡を確認し、合併の意義（是非を含め）を長期的視野で捕捉する。

5（章）では、合併により新日鐵が成立し、法形式的には一体化したが、実態的にはどのように一体化が進められ、実質的な一体化がどの程度達成されたのかを確認する。更に、別種の問題として、それらと大凡並行的に、大きな変動への対処でもあるが、新たな非一体化が進行したことを追跡する（本工を上回る社外工の著しい増大、下請化率が50%を遙かに超過等）。合併が実質的な一体化に到るのは容易なことではないが、それが新たな非一体化の契機・要素を抱え込んだ場合、如何なる事態となるのか。そのような射影から、今日の日本製鉄の在り様を捕捉する。合併でも非一体化が進行するならば、それよりも緩い企業結合、独立的企業の集合体である企業グループを一体的と見做すのは虚構ではないか。このような解明は、企業グループの実態に迫る、斬新なアプローチであると考えられる。また、これが経済的統合体説を定礎する第1の布石となる。

2. 独占禁止法における企業結合規制の緩和

(1) 1949（昭和24）年の法改正

(1-1) 法改正の時代状況

1947（昭和22）年制定の原始独占禁止法は、1949（昭和24）年に法改正が行なわれ、その企業結合規制等が緩和された。1953（昭和28）年の法改正でも、更に緩和がなされたが、時代状況が大きく変化し異なるので、まずは時代状況を確認することから始める。

1949（昭和24）年は、まだ占領下にあり、独占禁止法の改正に関しても、「この間、もちろん各経済団体の希望意見もきき、関係各省との打合せも何回かおこない、ことに総司令部関係者との間に何十回にもわたる苦心にみちた折衝を重ね、国会における活発な審議をへて、ようやくその結実をみたのである」³⁾（傍点：引用者）という有り様であった。法改正の国際的契機は、アメリカの対日政策の転換である⁴⁾。①日本経済の自立復興を促進する必要性、②日本及びアジアにおける共産主義勢力の強化に対し日本を「防波堤」とする必要性、③毎年何億ドルという対日援助費を支出することがアメリカの納税者にとって負担が大きすぎる事、④日本の工業貿易の振興は、アジア地域における経済復興並びに新しい勢力均衡に必要かつ有益であること、これらがアメリカの対日政策の転換の要点であり、独禁法改正の重要な契機となったのである⁵⁾。

法改正の国内的契機は、大別すると、外資導入の問題と証券消化の問題である⁶⁾。「インフレの高進による生産活動の停滞、すなわち縮小再生産の危機、原料不足、労働攻勢、特別損失などにもとづく会社経理の甚だしき不健全化等の当時の状態においては、日本経済再建のためには外資導入と株式消化という二つの方策が必要不可欠となった」⁷⁾。しかも、これらの二つの経済再建の方策は、相互にきわめて密接な関連をもっていたのである⁸⁾。外資

p.420、信山社

3) 公正取引委員会事務局編（1949）、『改正独占禁止法解説』pp.78-79、時事通信社

4) 公取委事務局編（1949）p.68

5) 同上 pp.70-71

6) 同上 pp.72-78。これらについては、平林英勝も追認しており、加えて独禁法が施行当時より厳格に過ぎるとの批判が少なくなかった、と補足している（平林（2012）pp.167-168）。

7) 公取委事務局編（1949）p.73

8) 同上 p.73

導入の問題は、外国会社による直接投資であり、これに関する種々の国際契約であるが、独禁法の諸制限規定(6条1項の国際的協定又は貿易協定の禁止規定、10条・11条・14条の持株制限、19条の不正競争方法の禁止等の規定)を厳格に適用すれば、民間外資の導入に重大な制約となることは明かであり、さらに各々の案件について公正取引委員会に認可申請を要するものとするれば、事業活動の敏活を欠き、外資導入の時期を失するおそれがあるからである⁹⁾。

証券消化の問題は、財閥解体、独占禁止法並びに過度経済力集中排除法施行時に適用会社等の巨額な株式の処分売却を要することとなり、会社経理の再建整備のために夥しい額に上る増資株や第二会社の公募が必要ともなり、これらを合せて膨大な数量に達する放出株式を敗戦後の著しく疲弊した資本市場において消化することは極めて困難なことが明らかであった。しかるに、独禁法10条における会社持株の原則的禁止と嚴重な認可制の規定は、株式消化の困難さを更に倍加させることとなった¹⁰⁾。しかもその後、赤字融資の停止という強力な措置が採られるに及び、証券市場もしくは縁故募集等による自己資本の調達必要性が増々増大してきた。しかるに株式市場の表面的な活況にも関わらず、個人投資家の株式売買は殆どが有名人気銘柄の投機売買であり、一般的な株式の大衆消化は望み得ないという状況であった。こうして独禁法本来の競争制限のおそれのない限り、10条を緩和して広く会社持株を認める必要が生じてきたのである¹¹⁾。

「保守党側の一部に独禁法などはこのさい全面的に廃止すべきだとする意向もうかがわれた」¹²⁾。「社会党、共産党側の意見としては、緩和に対して警戒もしくは反対の態度が表明された」が、社会主義イデオロギーを信奉する立場では独禁法の意義自体に消極的であり、限定的とは言え有する意義と改正の含意・射程を十分に把握し得ていたかは疑問である¹³⁾。なお、公取委(事務局)として、法改正が「経済民主化を後退せしめ、財閥復活を可能ならしめるものであると見るのは当らない」し、「独禁法の根本規定はなんら変更されることなく、単に予防規定のみを必要可能な限度においてのみ緩和調整をはかったに過ぎない」¹⁴⁾と弁明・反論し、法改正の含意・射程を「過小」に印象付けようとしているが、後述の「大幅な改正」という「解説」と齟齬を来している。

(1-2) 持株会社の禁止(9条)の改正

公取委事務局編の『改正独占禁止法解説』における第三章「持株会社の禁止」の「概説」では、「今次改正の一つのねらいが第四章から、会社法的な規定をできるだけ削除するということにあつたにもかかわらず、この規定が残されているだけではなく、むしろ形の上ではかえって強化されているのも」、「新しい財閥持株会社の発生を絶対に防止せんがためである」という「歴史的理由にもとづくとともに、それが独占禁止政策から導き出される一つの根本的な政策でもあるからである」¹⁵⁾、と説く。「旧法における第九条は二項よりなっていたが¹⁶⁾、今次改正ではそれが四項になった¹⁷⁾。表現が若干旧法と異なっ

9) 同上 pp.75-76

10) 同上 pp.76-77

11) 同上 pp.77-78

12) 同上 pp.82-83。これは、「外国法、すなわちアメリカの反トラスト法を採用した継受法であるという故をもって」(同上 p.15)、占領による御仕着せだという否認である。

13) 同上 pp.81-82

14) 同上 p.83

15) 公取委事務局編(1949) p.109

16) 原始独占禁止法9条は、次の通りである——「① 持株会社は、これを設立してはならない。」「② 前項において持株会社とは、株式(社員の持分を含む。以下同じ。)を所有することにより、他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。」(同上 pp.222-223)。

17) 1949(昭和24)年改正法9条は、次の通りである——「① 持株会社は、これを設立してはならない。」「② 会社(外国会社を含む)は、国内において持株会社となつてはならない。」「③ 前二項において持株会社とは、国内の他の会社の株式(社員の持分を含む。以下同じ。)を所有することによりその会社の事業活動を支配することを目的として、株式を所有することを主たる事業とする会社をいう。」「④ 前項の持株会社でない会社であつて、国内の他の会社の株式を所有することを主たる事業とするもの(外国会社を含む)が、その会社の株式を所有することによりその会社の事業活動に著しい影響を与えた場合においては、第二項の適用については、これを持株会社とみなす。」(同上 pp.222-223)。

ているが、一項と三項はほぼ旧法をそのまま受けついだものといってよい。従って、新たに付け加えられたのは第二項と第四項である。形の上で強化されているというのもこれらの二項が追加されていることによるのである¹⁸⁾。

「旧法では持株会社の設立のみを禁止していた（第一項）に過ぎなかったにもかかわらず、今次改正では第二項において既存の会社が持株会社になること、換言すれば会社が持株会社たる機能を営むことをも禁止している。しかし、それはあくまで形の上での強化であって、旧法と比較して決して実質的に強化されたことを意味しているわけではない¹⁹⁾。何故ならば、今次改正によって10条が大幅に緩和されたために、持株会社になりうる場合が生じるので、それを排除するために第二項が設けられたからである²⁰⁾。第三項は、大体旧法第二項と同趣旨であって、表現を変えたに過ぎない²¹⁾。第四項は、第三項を更に補足したもので、「前項の持株会社でない会社であって」という意味は事業支配を目的とした株式所有でなくても、いかえれば支配するという主観的な目的の有無を問わず、結果から見て客観的に事業支配もしくは事業支配に準ずる大きな影響力を与えた場合でも持株会社とみなすということである²²⁾。

それならば、形式的強化ではあっても、実質的な強化ではない、という「解説」が正解なのであろうか。実は全くそうではない。続く「解説」が眼目である。「しかし、第三項の場合もこの場合も同じであるが、何れも株式所有を主たる事業とする場合であり、他に主たる事業があれば、たとえ他の会社を支配しても持株会社とはならない²³⁾」のである。含意は、純粹持株会社は依然として禁止であるが、事業持株会社であれば「持株会社とはならない」として禁止の埒外となり、容認されるということである。後続の10条改正と相俟って、強化どころか、緩

和以外の何物でもなく、9条の禁止の効力を半減させたと言える。

（1-3）会社の株式または社債の取得または所有の制限（10条）の改正

改正法の10条は、「外資導入、証券消化の観点から旧法第十条を大巾に改正したもの」であり、「旧法では一般事業会社は原則として他の会社の株式を取得することが許されず、ただ一定の条件を備える場合にのみ公正取引委員会の認可を得てその株式を取得することが許されたのに反し、改正法では会社が他の会社の株式または社債を銘柄、株数等に制限なく取得または所有することを原則的に認めている²⁴⁾。原則禁止から原則容認への変更であるから、「大巾」な改正という以上に、180度の転換と言うべきではないか。株式・社債を取得・所有することにより「企業の競争を制限するおそれがある場合にのみ禁止する」という建前をとったが、従来から問題となっていた親子会社の場合に企業活動を制限するか否かは、両会社の間には競争関係がないものと解して株式の所有を許すので²⁵⁾、無制限の容認となる。

（1-4）金融業を営む会社の株式の取得または所有の制限（11条）の改正等

「今次改正においても金融業を営む会社に対しては、なお、百分の五の形式的な制限規定が存置され²⁶⁾ており、事業会社のような変更はない。

今次改正では、「会社の社債取得に関する旧法の規定は削除された²⁷⁾（12条削除）。「実際に調査してみても無記名社債が大多数を占め、社債のみによって会社の事業活動に対する積極的関与を行うことは殆どない」からであるが、「事業を支配する可能性が全くないとも言えないので」、10条1項及び14条1項に「株式とともに社債

18) 同上 p.110
19) 同上 p.110
20) 同上 p.111
21) 同上 p.111
22) 同上 p.111
23) 同上 p.111
24) 同上 p.113
25) 同上 p.113
26) 同上 p.129
27) 同上 p.132

に関する取得または所有の制限を置くことになったのである」²⁸⁾。

役員の兼任の制限(13条)に関しては、予防規定をできるだけ緩和する方向に沿って、競争関係にある国内の他の会社の役員を兼ねる場合を除いて、それらの枠は一応外されることになった²⁹⁾。

15条は会社の合併に関する規定であり、16条は会社の営業の譲受等に関する規定であるが、旧法の認可制を「迅速を尊ぶ経済界の要請に応じて」³⁰⁾改正法では事前届出制に改めた。しかし、迅速性の考慮に留まらない性格の変更である。旧法2項の「公共の利益に反すると認めるとき」(認可基準)を削除したが、それが「旧法と比較して改正法の緩厳が問題となるとすれば、それは一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合であるが、これも旧法において「制限する虞がある場合」と規定されていたのを「制限することとなる場合」と改め、単なる「虞」よりも客観性、确实性のある「こととなる」に改めたため、この点でも改正法は旧法と殆ど変りがないと考える」³¹⁾(傍点:原文)、としている。いずれも文言的には微妙だが、性格付けや内容の変更を「旧法と殆ど変りがない」と糊塗している。「公共の利益に反すると認めるとき」の削除は、競争の制限に局限し、「経済の民主化」「国民経済の健全化」という包括的ないしより上位の法目的を稀薄化させたことになる。また、「虞」

を「こととなる」に改めたことは基準を可能性から蓋然性に改め、「競争の制限」の範囲を大きく狭め、大半はそれに該当しないとし、合併可能となることを意味するのであり、「殆ど変りがないと考える」というのは明白に詭弁である。16条は、前条の規定を準用するとあるので、問題点は準じたものである。

(1-5) 1949(昭和24)年法改正の評価

1949(昭和24)年の独占禁止法改正における企業結合規制の緩和を簡潔に纏めると、図表1ようになる。

公取委事務局に在籍していたあと独禁法学者となった平林英勝は、法改正の経緯に関する説明に続き、肯定的評価・否定的評価を取上げた上で、「今日においても、24年法改正の評価は必ずしも定まっていない」³²⁾と指摘している。しかし、企業結合規制の大幅な緩和を来したことからしても、否定的な評価を下す以外にはないのではないか。

公取委事務局にやはり在籍していたことのある経済学者御園生等は、アメリカ本国の政策転換にも関わらず、「一九四八年の時点では、総司令部の独占禁止政策立案ならびに実施の当事者は未だ部内に健在であり、本国の政策転換にかなり強い抵抗感をもっていた」ので、「外資導入の障害とされた第六条、第一〇条の緩和を除けば、財界や他省庁の要望を代弁して法の緩和改正を図った公

図表1 1949(昭和24)年独占禁止法改正(企業結合規制)の概要

条 項	改 正 内 容
9条	既存会社が持株会社に転化する場合の禁止(10条緩和の関連補足)
10条	会社の株式保有の原則的禁止を緩和し、競争制限となる場合に限定して禁止年2回の株式保有状況報告新設
11条	金融業の株式保有規制に特例容認
12条	社債取得の制限規定削除
13条	役員兼任禁止規定削除(4分の1以上兼任、4以上の会社役員兼任)
14条	競争関係にある会社の株式所有、認可制から届出制に変更
15条、16条	合併又は営業譲受、認可制から30日の事前届出制に変更 合併等禁止要件に関し、合理化規定削除、不公正な競争方法追加

(出典:公正取引委員会事務局編(1977),『独占禁止政策三十年史』pp.51-54、大蔵省印刷局より抽出)

28) 同上 p.133

29) 同上 p.133

30) 同上 p.140

31) 同上 p.142

32) 平林(2012) p.174

正取引委員会の意図はほとんど成功しなかった。むしろ前記第九条に新たに持株会社機能の禁止を設けたこと、会社に年二回の有価証券報告書提出を義務づけたこと、などを考えれば日本側の企図した大幅な緩和はおろか、むしろ強化とさえみられうる結果となった³³⁾、と捉えている。興味深い指摘ではあるが、「強化とさえみられうる結果」の要素（側面）を過大評価し、その反動で緩和の要素（側面）を過小評価してしまっているのではないか。

(2) 1953 (昭和28) 年の法改正

(2-1) 法改正の背景ないし概要

「技術的細部の改正は別としてやや大幅な改正は昭和二十四年及び昭和二十七年に行われ、又本法の特別法たる事業者団体の改正が昭和二十七年に行われているが、二十八年の改正はこれら数回の改正と比べ、その内容、範囲において比較にならない大改正であった³⁴⁾、と公取委は位置付けている。改正の「背景」は、「旧独占禁止法のもつアメリカの制度以上に厳格な規制を含む行き過ぎの点あるいはいわゆる底の浅い経済の特殊性を加味していない画一性が残ることも、本来日本経済の実情に即したものでない継受法的なこの法律のもつ矛盾として認めざるを得ないところでもあった。殊に朝鮮ブームの停滞による不況が深刻化して以来、日本経済においては特にそのあおりが急激に現われ、綿紡績、化学繊維、ゴムタイヤ等の重要商品が相ついで操業短縮に入るなど、底の浅い日本経済の矛盾と、不況時の過剰競争の弊を露呈し、又これらの操短が通産省の行政勧告を契機として行われたにもかかわらず、公正取引委員会より警告あるいは独占禁止法違反の疑いありとした審判開始決定が行われ、これらの行政官庁の方針と独占禁止法との間に多少の矛盾摩擦を生ずる事実も起った³⁵⁾、というもの

であった。そして、「経済界の要望あるいは通産省その他の行政的権限に基く行政指導行為との矛盾を解決し、占領法規的行き過ぎや日本経済の実情に即しない諸点を是正する為³⁶⁾、改正することにしたとされる。

(2-2) 企業結合規制に係る改正

1953 (昭和28) 年の法改正は、カルテル規制の大々的な緩和が主たるものであるが、企業結合規制に関しては、「既に昭和二十四年の独占禁止法の一部改正により、ある程度是正されたところであるが、なお第四章の株式の保有、役員兼任等に関する規定の中には、画一的且つ厳格に過ぎると思われる点があるので、これを是正し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうかを基準として、その可否判断の基準とすることがより適当であると認められたものである。(第十条—第十六条)³⁷⁾、とする改正が行なわれた。

持株会社の禁止 (9条) に関しては、条文的には、昭和二十四年七月の改正前の定義にかえした。主観的要素を含む問題の証明に疑義が生じ易いので、今回の改正に当って、その立証を容易にしたものである、とのことである³⁸⁾。しかし、改正にも関わらず、持株会社の範囲については、ほとんど変化がないものと解して差し支えない、とする³⁹⁾。明示的ではないが、純粋持株会社は禁止だが、事業持株会社は容認した1949 (昭和24) 年改正を踏襲するということである。

事業会社の株式保有 (10条) に関しては、5点の改正を行なっている。①競争を実質的に減殺することとなる株式の保有に関する制限が撤廃されたこと、②社債の保有に関する制限を削除したこと、③「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改めたこと、④競争関係にある会社の株式保有の禁止規定を削除したこと、⑤株式所有の報告書提出の要件を「総資産五百万円から一億円に

33) 御園生 (1987) pp.40,42

34) 公正取引委員会事務局編 (1954), 『改正独占禁止法解説』 p.49、日本経済新聞社

35) 同上 p.51

36) 同上 p.51

37) 同上 pp.54-55

38) 同上 p.171。1953 (昭和28) 年改正法9条は、次の通りである——「持株会社は、これを設立してはならない。」「2 会社 (外国会社を含む。以下同じ。) は、国内において持株会社となつてはならない。」「3 前二項において持株会社とは、株式 (社員の持分を含む。以下同じ。) を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。」(同上 p.446、但し改正箇所を示す傍線割愛)。

39) 同上 p.171

引上げ、提出の期限を毎事業年度終了の日から二箇月以内に改めたことである⁴⁰⁾。特に④の改正は、典型的な予防規定であったが、従来各方面から強く廃止の要望があり、実際の運用でも厳格に過ぎた点も認められたので、削除したのである。従って、今後は競争会社相互の間でも、競争を実質的に制限することとならず、不公正な取引方法によらない限り、株式を保有することができることとなり⁴¹⁾、規制を大きく緩和するものである。

金融会社の株式保有（11条）に関しては、①国内において競争関係にある同種の金融業を営む国内の他の会社の株式を取得・所有してはならないという制限を削除し、②株式所有の限度として百分の五の限度を百分の十に改め、③株式所有の制限から会社間の競争を実質的に減殺することとなる場合を削除した⁴²⁾。

役員兼任（13条）に関しては、昭和二十四年の改正により、競争関係にない会社間の役員兼任は全く自由にされたが、更なる改正として、①競争を実質的に制限することとならなければ、役員兼任は差し支えないものと改め、②競争関係にある国内の会社に対し、不公正な取引方法を用いて役員兼任を強制してはならぬという新たな規定が加えられ、③禁止規定に触れるかどうかについて、公正取引委員会に審査の機会を与える為、一定限度以上の規模を有する会社の役員を兼任する者に対し、兼任の事実を届出る義務を課したのである⁴³⁾。

合併、営業の譲受（15,16条）に関しては、改正の要点は、①旧法第一項第一号の「当該合併によって不当な事業能力の較差を生ずることとなる場合」という禁止の規準が削除され、②旧法で不公正な競争方法とっていたものを、不公正な取引方法と改め、③届出受理後30日の行為停止期間を公正取引委員会はその必要があると認める場合には、三十日の期間を適宜短縮することができることと改めたことである⁴⁴⁾。③の要点が、弾力的とする緩和措置であることは明瞭である⁴⁵⁾。①の要点は、旧法8

条（不当な事業能力の較差の排除）の規定の削除に即応するものであるが、「この規定は現在の日本の経済状態では存在意義が希薄だったばかりでなく、合併、営業譲受等によって、不当な事業能力の較差が生ずることとなる場合には、必然的に競争の実質的制限を来すこととなるのであるから、第二号の禁止規準を設けておくだけで足りるわけである」と弁明し、一切を「競争の実質的制限」に還元することを正当化しているが、競争制限の上位目的である「経済の民主化」等を稀釈化し抹消しようという意図によるものである。断じて「第二号の禁止規準を設けておくだけで足りる」わけではない。②の要点に関しても、2条7項の改正に応じたものであるが、一見極めて簡単な字句の改正のように見えて、実は影響するところが少なくない。「不公正な取引方法と表現を改め、且つ、若干の方法を追加したことにより、この禁止規定は十分に生きてくると思われる」⁴⁶⁾と自画自賛しているが、「不当な競争方法」のうち公取委が指定したものを「不当な取引方法」とするという限定化であり、禁止の範囲を狭めるという規制緩和である。営業の譲受（16条）は、合併に関する第十五条の規定を準用する旨を定めているので⁴⁷⁾、特段に指摘することはない。

（2-3）1953（昭和28）年法改正の評価

1953（昭和28）年の独占禁止法改正における企業結合規制の緩和を簡潔に纏めると、図表2のようになる。

平林英勝は、「昭和28年法改正の意義をめぐっては、大幅後退説と占領法規見直し説の相反する評価がある」⁴⁸⁾とし、「しかし、両説が必ずしも矛盾するわけではない。28年改正法の内容をみれば、明らかに大幅な後退であることは否定できない。とはいえ、当時の歴史的政治的状况を考えるならば、独占禁止法の緩和は必至であり、政府与党内において孤立した公取委がとりうる選択肢には一定の限界があったことを認識しなければならない

40) 同上 pp.175-176

41) 同上 p.176

42) 同上 pp.179-181

43) 同上 pp.184-186

44) 同上 p.192

45) 同上 p.192

46) 同上 p.192

47) 同上 p.199

48) 平林（2012）pp.218-219

図表2 1953（昭和28）年独占禁止法改正（企業結合規制）の概要

条 項	改 正 内 容
8条	不当な事業能力の較差の排除規定の削除
9条	1949年改正のうち、持株会社の定義規定を元に戻し、付加した4項規定（財産保全会社等）を削除
10条	1949年改正を更に緩和 株式保有制限撤廃、社債保有制限削除、競争会社間の株式・社債の取得・所有禁止を削除
11条	（金融業）競争会社間の株式保有の禁止規定削除、株式保有限度5%から10%に変更
13条	役員兼任禁止規定を競争の実質的制限の場合に限定、会社の総資産1億円超の場合届出
14条	10条と同様の改正
15条	8条削除関連の要件削除、届出後の合併禁止期間の公取委による短縮可、5項削除

（出典：公取委事務局編（1977）pp.88-94より抽出）

い]⁴⁹⁾、とする。「大幅後退にこだわるよりは、28年改正が「日本経済の特質と実態」に応じるよう、独立後日本人自らの手で行った改正であることに着目し、28年改正を「日本的独占禁止法の形成」と意義づけるのが適切と思われる。それは、公取委の立法担当者が意図したことでもあった]⁵⁰⁾、とする。公取委出身として、「当時の情勢にかんがみれば」善戦したと擁護しているが、「不当な事業能力の較差の排除に関する規定」の削除が片肺化を余儀なくされる重大な支障事であることに頓着しておらず、その企業結合規制の大幅緩和が後年新日鉄の誕生を許してしまうという歴史的射程を俯瞰していない不十分な「吟味」である。

御園生等は、「巨大トラスト、市場支配的寡占に対する有効な規制手段であった第八条、不当な事業能力の較差排除の規定をみずから放棄したこと」は、「きわめて重要な意義をもっている。トラストに対する独占禁止法の規制は、本来独占禁止政策のもっとも弱い局面に属する。いわゆる高度寡占的な構造規制に対する産業組織論的な接近は、総司令部による集中排除措置および独占禁止法第八条の制定にいたる理論的な背景をなしていた。また、第八条の放棄により合併によって市場支配的地位に達する可能性のある場合、および合併後、市場支配的地位に達した場合の、巨大寡占体に対する有効な規制手

段を失うことを意味する。同条削除の理由が、（イ）制定以来、発動した例がない、（ロ）経済界に不必要な不安を与える、という根拠薄弱なものであった。とくに、経団連など財界の意見に代表されるような集排措置の幻影ともいべき同条に対する不安感という単純な意見におされて、削除にふみ切ったのはきわめて軽率であった。事実、この規定は、その後二四年を経て一九七七年の独占禁止法改正により、独占的状态に対する措置（現行法第八条の四）、いわゆる企業分割規定として不完全ながら復活している。これをみても同条の削除が、いかに理由のないものであったかがわかる]⁵¹⁾、と的確に指摘している。また、「株式の保有、役員兼任、合併など、独占禁止法第四章の企業結合関係の規制が「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」に統一され、競争制限の結果が予見される場合以外は自由になった。これにより、株式所有や役員兼任などの人的結合関係による企業間結合について、ほとんど制限がなくなった。このことの戦後企業結合の再編成過程に及ぼした意義はきわめて大きい]⁵²⁾。「五三年改正法こそ、戦後独占の再編成のための里程碑となったのであった]⁵³⁾、と捉えている。筆者は、御園生の（国家）独占資本主義論には組しないけれども、1953（昭和28）年法改正の歴史的位置付けとしては的確であると考える。

49) 同上 p.220

50) 同上 pp.221-222

51) 御園生（1987）p.81

52) 同上 p.81

53) 同上 p.82

(3) 独禁法改正後の大型合併

1949（昭和24）年と1953（昭和28）年の法改正により、独占禁止法の企業結合規制は大幅に緩和されたが、しかし直ちに多数のあるいは大規模な企業結合が簇出したわけではなかった。御園生はその間の事情を、①「技術革新」の進展が「古い設備をかかえこむ結果」になる合併を好まなかったし、②規模別賃金格差が「下請企業系列化のメリット」であり、吸収合併はそれを楽しむできなくなるので行なわなかったが、日本経済の基調変化によ

図表3は、独禁法における企業結合規制の大幅緩和後の主な大型合併の事例を掲示したものである。特徴的なのは、石川島播磨重工業のケースを除き、財閥解体もしくは過度経済力集中排除法により分割させられた企業の再合同（完全再合同とは限らない）だということである。また、これだけの大型合併が、ほとんど問題解消措置を採ることもなく⁵⁵⁾、政治的・社会的に然したる問題視もされずに容認されたのであり、八幡製鐵・富士製鐵の合併とは大きく異なっている。

図表3 独禁法改正後の大型合併の事例

合併後企業	合併容認経緯
三菱商事 三井物産	財閥解体により174社に分割、1954（昭和29）年7月大合同 財閥解体により200社超に分割、1959（昭和34）年12月大合同 いずれも独禁法15条違反とは言えない。当時の輸出入貿易中、合同合併により占める比率は、三菱商事9.9%、三井物産8.1%であった（1958年度取扱実績）。
雪印乳業	集排法により1950（昭和25）年2社（雪印乳業と北海道バター（後にクロバー乳業に改名））に分割、1958（昭和33）年8月再合同 合併によりバターは全国生産の57.7%、チーズは75%のシェア、北海道における集乳量は76.2%を占めるのに、6つ程の弁明により、市場支配力を持ちにくいと、容認。
帝国繊維	集排法により1950（昭和25）年3社（帝国製麻、中央繊維、東邦レーヨン）に分割、1958（昭和33）年9月2社（帝国製麻、中央繊維）合同 合併後亜麻糸のシェアは56.7%となるが、代替の合繊糸を加味すると10%程度であるという理由で、容認。
石川島播磨重工業 （現IHI）	1960（昭和35）年12月、資本関係のなかった石川島重工業と播磨重工業（播磨造船所）が合併 大型船建造と陸上部門の補完により、合併後1年で売上高が約4割増となり、1962（昭和37）年・1963（昭和38）年の船舶建造実績は三菱三重工合計を抜き、世界1位となった。
三菱重工業	集排法により1950（昭和25）年3社（東日本重工業、中日本重工業、西日本重工業）に分割、1963（昭和38）年10月3社（三菱日本重工業、三菱造船、新三菱重工業、左記3社が各々改名）が再合同 合併により市場占有率が、造船28%、ディーゼル27%、タービン27%、発電用タービン24%、ボイラー46%、一般向けタービン・ボイラー35～42%、製紙機械63%、トラック25%、バス26%になるのに、5つの弁明により、競争制限にはならないと、容認。

（出典：御園生（1964）pp.115-122, 124-130, 174-175より抽出、再合同（分割前へ全部復元）と合同（分割前へ部分復元）を区別）

て、今やそれらが消滅しつつあり、大企業の合併等の企業結合を促す時代になってきた、と捉えている⁵⁴⁾。

54) 御園生等（1964）、『企業合同』pp.136-140, 142-146、筑摩書房

55) 僅かに三菱三重工の合併に関して、製紙機械（抄紙機）の2社との技術援助契約（ペロイト社とフォイト社）のうち1社との契約を取りやめるべきことを要請した程度である（公取委事務局編（1977）p.187）。

3. 八幡製鐵・富士製鐵の合併

八幡製鐵と富士製鐵の合併は、戦後最大の合併と言っても良く、賛否いずれに関しても多大な論議並びに公然・非公然の行動が繰り返された。毎日新聞による富士製鐵永野重雄社長（当時）の合併意思表明というスクープに始まり、公取委の合併承認に到る期間に限定しても、同時期では由良善彦（1969a,b）,『鉄の巨人誕生』（決断編、資料編の2分冊、開放経済研究所）と、毎日新聞社経済部編（1969）,『新日鉄誕生す 独禁政策と巨大企業合併の記録』（毎日新聞社）という単行書が刊行されており、時系列的に精細に経緯を辿るだけでも、それだけの紙幅を必要とするが、本稿では主題に適うように、幾つかの射影を簡潔に見渡すことで、全貌に迫れるように努める。設定する射影は、次の通りとする—— (1) 合併を促進した政治経済情勢、(2) 戦後鉄鋼業の枠組、(3) 合併前の鉄鋼業の変容、(4) 日本製鉄の沿革、(5) 八幡製鐵・富士製鐵合併の経路依存的妥当性、(6) 独禁法企業結合規制大幅緩和の致命的弱点、(7) 同時並行的な合併案件、(8) ステークホルダーの攻防、(9) 経済学者の反対声明、(10) 公取委体制の利益相反的二層構造、(11) 独禁法15条の統一解釈という更なる結合規制緩和、(12) 非主力3.5品種の攻防。今日では死語とも言える「鉄は国家なり」や鉄が「産業のコメ」であることを自負・自認している両社の合併を捕捉するには、(1) 大状況である政治経済の状況、(2) (3) 中状況である産業（鉄鋼業）の状況、(4) (5) 小状況である両社の状況（歴史的経緯を含む）を押さえ、(6) 直接的に立ちどころ法規の制約並びにそれを管掌する公正取引委員会のキャパシティを鑑みれば偶々 (7) 同時並行的に懸案となっている合併案件が双方にどう影響したかに止目する必要がある、(8) (9) (10) 多種多様なステークホルダーがどのように関与し、合併容否に影響を及ぼしたかを知ることは必須と言えるし、

それらを踏まえた上で、(11) (12) 直接的には両社と公取委が独禁法15条を巡り、どのような争点で争闘を繰り返して決着が付いたのかを見定める、これらによって、ほぼ十全な全体像の捕捉が可能になる。

(1) 合併を促進した政治経済情勢

新日本製鐵(株)（以下、新日鐵、と略記）は、合併後10年を回顧した社史において、「合併機運の熟成」として、①「わが国経済の国際化」、②「鉄鋼の投資主体集約」、③「欧米鉄鋼業の動向」、④「国内における大型合併」という4項目を挙げている⁵⁶⁾。④は2（章）の(3)で既に取上げており、②と③は次節(2)で取上げるので、①だけを取上げる。「国際化」の具体的な事象として、貿易自由化と資本自由化に言及し、対抗的に国際競争力強化の要請とそのための「企業合併への動きは一段と促進された」⁵⁷⁾と説明している。

大森琢磨・徳重泰治は、ほぼ同様に説明している。「60年には貿易為替自由化計画大綱も発表され、以降貿易の自由化が進んだ。64年にはIMF一四国から八条国へと移行して、OECDにも加盟を果たした。また67年には第一次資本自由化が実施された。鉄鋼業では、61年に普通鋼半製品や鋼材に対する輸入外貨割当制が撤廃され、第一次資本自由化では一〇〇%の資本自由化対象業種となった」⁵⁸⁾。

(2) 戦後鉄鋼業の枠組

鉄鋼業は、自主的な企業努力もあったが、国家の産業政策による手厚い保護・育成を抜きにはあり得なかった。それは、官営八幡製鐵所の創立以来のことだが、取り敢えず戦後に限定しよう。①「傾斜生産方式」は、最重要産業と看做した石炭業と鉄鋼業に諸資源を傾斜的（優先的）に投入し、両産業の相互好循環により復興の基盤を構築し、そこから他産業へと順次復興を波及させていく

56) 新日本製鐵社史編さん委員会編（1981）,『炎とともに 新日本製鐵株式会社十年史』pp.37-40、新日本製鐵株式会社

57) 新日鐵編（1981）pp.37-38

58) 伊丹敬之、伊丹研究室編著（1997）,『日本の鉄鋼業 なぜ、いまも世界一なのか』p.140（大森琢磨・徳重泰治執筆）、NTT出版。なお、IMF14条国とは経済力が弱く為替制限の存続という保護主義的政策を認められている国のことであり、8条国に移行すると、そのような保護主義的政策は認められなくなる。OECD（経済協力開発機構）加盟も、同様の意味合いである。敗戦により経済が壊滅の状態となったが、復興を遂げ、更には高度成長を遂げつつある日本にとって、8条国への移行やOECD加盟は国際的プレスティッジの挽回という「悲願」であった。しかし、一方では外国企業の輸入攻勢や外資による日本企業の乗っ取りや支配に晒されることになり、それを警戒するというジレンマ状態にあり、貿易自由化や資本自由化を段階的に拡大するという防衛的措置を採ったことにも、それが良く現れている。詳細は、浅井良夫（2015）,『IMF 8条国移行 貿易・為替自由化の政治経済史』日本経済評論社参照。

産業政策であり、生産再開への契機となった⁵⁹⁾。②価格差補給金制度を代表とする鉄鋼業に対する資金援助と、復興金融公庫（復金）融資や見返り資金による生産・運転資金の援助が行なわれた⁶⁰⁾。③鉄鋼業では第1次合理化（1951-55年、主に圧延設備⁶¹⁾の近代化）、第2次合理化（1956-60年、高炉⁶²⁾、LD転炉の導入・増設・大型化並びに一貫生産体制の整備）を実施したが、これらの計画は通産省産業合理化審議会鉄鋼部会で作成されたもの

であり、設備投資への融資は日本開発銀行を通じて、実際の融資や世銀借款への支援などで主に援助した。また、税制上の優遇措置として、特別償却制度（早期の高率減価償却）や関税定率法（技術輸入や機械輸入に対する関税免除による減税効果）等が採用される等、様々な保護・育成策が行なわれた⁶³⁾。これらが、戦後鉄鋼業の枠組だったと言える。

（続く）

59) 伊丹編著（1997）p.136

60) 伊丹編著（1997）pp.136-137、川崎つとむ（1962）、『日本鉄鋼業の発展と特質』pp.122-129、工業図書出版。見返り資金とは、「ドッジラインの実行によって復金融資が停止した後に、その代わりとして実施されたもので、対日援助物資の国内払い下げ代金が特別会計にまとめられたものである」（伊丹編著（1997）p.137）。

61) 鉄鋼生産は、大別すれば、製鉄・製鋼・圧延の3工程で成り立っている。製鉄は、鉄鉱石を溶解し、還元して銑鉄を生産する。製鋼は、銑鉄から炭素・燐・硫黄・珪素などの不純物を可能な限り除去し、硬くて脆い性質を取除き、加工しやすくする。圧延は、鋼材を様々な形状や寸法に加工する（山口敦（2008）、『鉄鋼[第2版]』pp.45-51、日本経済新聞出版社）。合理化は、技術的には、下流工程から始まり、次いで上流工程に及ぶことになったのである。

62) 製鉄所（鉄鋼メーカー）は、大別すると、高炉一貫製鉄所・電炉工場・単純圧延工場（各メーカー）に分けられる。高炉一貫製鉄所（メーカー）は、鉄鋼生産3工程を連続的に全て担っている。電炉工場（メーカー）は、鉄スクラップを溶解して鋼をつくり、鋼材を生産する。単純圧延工場（メーカー）は、高炉も電気炉も持たず、圧延設備で半製品から鋼材をつくる（川上清市（2019）、『最新鉄鋼業界の動向とカラクリがよ〜くわかる本[第2版]』p.50、秀和システム）。LD転炉は、転炉（銑鉄を鋼に転換する炉）の一種で、純酸素上吹転炉（高圧の純酸素を炉内の溶銑中に吹き込む方式の転炉。1952年にオーストリアのリッツ（Linz）工場、1953年にドナウ（Donawitz）工場が開発されたのでLDという名前が付いている）のことである（伊丹（1997）pp.49-91（菊池利典・鳥羽美智子執筆）等参照）。高炉メーカーは業界最大手企業に限られ、当時は八幡製鐵・富士製鐵・日本鋼管・川崎製鐵・住友金属工業・神戸製鋼所の6社だけであり、6社体制と呼ばれていた。八幡・富士合併後は、5社体制となった。

63) 伊丹編著（1997）pp.137-138

